

●香川県告示第10号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成30年3月19日から施行する。

平成30年1月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
3 収納代理金融機関				3 収納代理金融機関			
(1) 略				(1) 略			
(2) 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置				(2) 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置			
名 称		位 置		名 称		位 置	
金 融 機 関	本支店	出張所		金 融 機 関	本支店	出張所	
略				略			
株式会社四国銀行	略		略	株式会社四国銀行	略		略
	善通寺支店				善通寺支店		
	観音寺支店				琴平支店	琴平町	
略				略			
備考 略				備考 略			